

## パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時などの事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言などの支援も進めます。

#### a. 企業間の連携（オープンイノベーション）

当社だけではなく、外部資源や技術（アイデア、サービス、ノウハウ、データ、知識などを組み合わせ、革新的なビジネスモデル、研究成果、製品、サービス）をより多く活用し、生み出された成果などが社会に役立つ仕組みづくりに取り組みます。

#### b. IT人材の育成支援

当社は、特に、社会と触れる機会の多い高等学校教育において、デジタル領域を積極的に学べる環境、及びアイデアの創出から地域課題解決を目指す未踏人材の育成環境について用意し、キャリア形成の礎を築くために支援をして参ります。

#### e. 健康経営に関する取り組み

当社は、従業員の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、その実践を図ることで従業員の健康の維持・増進と会社の生産性向上を目指します。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請け事業者との望ましい取引慣行（下請け中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは是正も積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者に

おける労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

#### ③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

#### ④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ⑤働き方改革等に伴うしづ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 価格決定方法

- ① 不合理な原価低減要請を行わない。
- ② 取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定する。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定する。
- ③ 原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す。
- ④ 取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行う。

a. 発注者としての取り組み指針

**【行動①：経営に対しての社内スタッフの関与】**

入社時、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する遵守事項」に対し読み合わせし、スタッフに示すとともに、定期的に労務費の上昇状況を確認し、必要に応じ対応方針を示します。

**【行動②：取引先への説明・資料を求める場合は公表資料とする】**

下請事業者に労務費の上昇理由を求める場合は、公表資料(国土交通省の地域別、職種別設計労務単価・春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、下請事業者が公表資料を用いて提示する希望価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重します。

**【行動③：要請があれば協議のテーブルにつく】**

下請事業者から労務費の上昇を理由に取引価格の引き上げを求められた場合には、協議に必ず応じ、労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなどの不利益な取り扱いはいたしません。

**【行動④：必要に応じ考え方を提案する】**

下請事業者からの申し入れの内容に関わらず、必要に応じて下請け事業者と協議を行い、労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案します。

b. 受け注者としての取り組み指針

**【行動①：相談窓口の活用支援】**

労務費上昇分の価格転嫁の現状などを示した資料などを下請事業者に提供するとともに自社内相談窓口や公的相談窓口などについての情報を提供します。

**【行動②：自ら希望する額を提示できる機会の提供】**

定期的な価格交渉の場だけでなく、時期を問わず希望する価格を提示できる機会を設けます。

企業名 SDGs products 株式会社

役職・氏名 代表取締役 中島寛之